狩猟鳥獣の保護を目的とした狩猟期間の制限、捕獲規制及び猟法の制限

1. 狩猟期間の制限

鳥獣保護管理法

第2条 (略)

9 この法律において「狩猟期間」とは、毎年 10 月 15 日 (北海道にあっては、毎年 9 月 15 日)から翌年 4 月 15 日までの期間で狩猟鳥獣の捕獲等をすることができる期間をいう。

第 11 条 (略)

2 環境大臣は、狩猟鳥獣(鳥類(狩猟鳥獣のうちの鳥類に限る。)のひなを含む。以下「対象狩猟鳥獣」という。)の保護を図るため必要があると認めるときは、狩猟期間の範囲内においてその捕獲等をする期間を限定することができる。

鳥獣保護管理法施行規則

第9条 法第11条第2項の環境大臣が定める捕獲等をする期間は、次の表の上欄に掲げる 区域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める期間とする。

区域	狩猟鳥獣の捕獲等をする期間
北海道	<u>毎年11月15日から翌年2月15日まで</u> (猟区の区域内においては、毎年10月15
以外の	日から翌年3月15日まで、青森県、秋田県及び山形県の区域内であって、猟区の
区域	区域以外において、ヨシガモ(アナス・ファルカタ)、ヒドリガモ(アナス・ペ
	ネロペ)、マガモ(アナス・プラテュリュンコス)、カルガモ(アナス・ゾノリ
	ュンカ)、ハシビロガモ(アナス・クリュペアタ)、オナガガモ(アナス・アク
	タ)、コガモ(アナス・クレカ)、ホシハジロ(アイテュア・フェリナ)、キン
	クロハジロ (アイテュア・フリグラ)、スズガモ (アイテュア・マリラ)、クロ
	ガモ(メラニタ・アメリカナ)を捕獲する場合にあっては、毎年 11 月 1 日から翌
	年1月31日まで)
北海道	毎年10月1日から翌年1月31日まで(猟区の区域内においては、毎年9月15日
の区域	から翌年2月末日まで)

※当該狩猟鳥獣の捕獲等をする期間は、第2種特定鳥獣管理計画の策定により、本来の法定 狩猟期間(10月15日~翌4月15日)の範囲内で延長が可能(鳥獣保護管理法第14条第 2項)。

2. 対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限

鳥獣保護管理法

- 第12条 環境大臣は国際的又は全国的な対象狩猟鳥獣の保護の見地から、特に保護を図る 必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、次に掲げる禁止又は制限をすることが できる。
- 一 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止すること。
- 二 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等の数を制限すること。

鳥獣保護管理法施行規則

第 10 条 法第十二条第一項第一号の環境大臣が禁止する捕獲等は、次の表の上欄に掲げる 対象狩猟鳥獣ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる区域内及び同表の下欄に掲げる期間内に おいて行う捕獲等とする。

二 法第十二条第一項第二号の環境大臣が制限する捕獲等の数の一日当たりの上限は、猟区の区域外において、次の表の上欄に掲げる対象狩猟鳥獣ごとに、それぞれ同表の下欄に定める羽数又は頭数とする。

狩猟鳥獣の捕獲禁止又は制限(猟法の制限は除く)の状況										
禁止・制限対象鳥	禁 .	止	制	限		Ø	内	容	備	考
獣名	禁止・制限の別		上・制限の基 习数の制限	間又に	す	禁止•#	訓限の区均	或		
ヤマドリ(亜種コ	禁止	自	平成 29 年	三 9 月	1	全国の	区域(ヤ	マドリ	第 12	条第
シジロヤマドリを		15	日			の雌にる	あっては	放鳥獣	1項	によ
除く。以下この条		至	令和4年	9月1	4	をされた	たヤマド	リの雌	る施	行規
において同じ。)の		日				の捕獲	を目的に	含む放	則第	10条
雌及びキジの雌						鳥獣猟	区の区域	或を除	第1項	頁
(亜種コウライキ						き、キ	ジの雌に	あって		
ジを除く。)						は放鳥	獣をされ	たキジ		
						の雌の排	浦獲を目	的に含		
						む放鳥	獣猟区の	区域を		
						除く。)				
ヒヨドリ	禁止]]				東京都の	小笠原村	、鹿児]]	
						島県奄	美市及び	大島郡		
						並びに済	中縄県の[区域		

ツキノワグマ	禁止	"	三重県、奈良県、和歌 山県、島根県、広島県、 山口県、徳島県、香川 県、愛媛県、高知県の 区域	"
シマリス	禁止	JI	北海道の区域	"
マガモ、カルガモ、 コガモ、ヨシガモ、 ヒドリガモ、オナ ガガモ、ハシビロ ガモ、ホシハジロ、 キンクロハジロ、 スズガモ及びクロ ガモ	制限	1日当り合計して5 羽(網を使用する場合 にあっては、法第11 条第2項に基づき環 境大臣の定める狩猟 鳥獣の捕獲等をする 期間ごとに200羽)	猟区の区域外	第12条第 1項に 1項 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
エゾライチョウ	制限	1日当り2羽	猟区の区域外	II .
ヤマドリ (雄) 及びキジ (雄)	制限	"合計して2羽	猟区の区域外	JJ
コジュケイ	制限	" 5羽	猟区の区域外	IJ
バン	制限	』 3羽	猟区の区域外	"
ヤマシギ及びタシ ギ	制限	ッ 合計して5羽	猟区の区域外	II
キジバト	制限	" 10羽	猟区の区域外	<i>II</i>

3. 猟法の制限

鳥獣保護管理法

第12条 環境大臣は国際的又は全国的な対象狩猟鳥獣の保護の見地から、特に保護を図る 必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、次に掲げる禁止又は制限をすることが できる。

一~二 (略)

三 当該対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼすものとして禁止すべき猟法を定めてこれにより捕獲等をすることを禁止すること。

鳥獣保護管理法施行規則

第10条 (略)

- 3 法第12条第1項第3号の環境大臣が禁止する猟法は、次に掲げる猟法とする。
 - 一 ユキウサギ (レプス・ティミドゥス) 及びノウサギ (レプス・ブラキュウルス) 以外 の対象狩猟鳥獣の捕獲等をするため、はり網を使用する方法 (人が操作することによってはり網を動かして捕獲等をする方法を除く。)
 - 二 口径の長さが十番の銃器又はこれより口径の長い銃器を使用する方法
 - 三 飛行中の飛行機若しくは運行中の自動車又は五ノット以上の速力で航行中のモータ ーボートの上から銃器を使用する方法
 - 四 構造の一部として三発以上の実包を充てんすることができる弾倉のある散弾銃を使用する方法
 - 五 装薬銃であるライフル銃 (ヒグマ (ウルスス・アルクトス)、ツキノワグマ (ウルスス・ティベタヌス)、イノシシ (スス・スクロファ) 及びニホンジカ (ケルヴス・ニポン) にあっては、口径の長さが五・九ミリメートル以下のライフル銃に限る。) を使用する方法
 - 六 空気散弾銃を使用する方法
 - 七 同時に三十一以上のわなを使用する方法
 - 八 鳥類並びにヒグマ(ウルスス・アルクトス)及びツキノワグマ(ウルスス・ティベタ ヌス)の捕獲等をするため、わなを使用する方法
 - 九 イノシシ (スス・スクロファ) 及びニホンジカ (ケルヴス・ニポン) の捕獲等をする ため、くくりわな (輪の直径が十二センチメートルを超えるもの、締付け防止金具が装 着されていないもの、よりもどしが装着されていないもの又はワイヤーの直径が四ミリ メートル未満であるものに限る。)、おし又はとらばさみを使用する方法
 - 十 ヒグマ (ウルスス・アルクトス)、ツキノワグマ (ウルスス・ティベタヌス)、イノシシ (スス・スクロファ)及びニホンジカ (ケルヴス・ニポン)以外の獣類の捕獲等をするため、くくりわな (輪の直径が十二センチメートルを超えるもの又は締付け防止金具が装着されていないものに限る。)、おし又はとらばさみを使用する方法
 - 十一 つりばり又はとりもちを使用する方法
 - 十二 矢を使用する方法
 - 十三 犬に咬みつかせることのみにより捕獲等をする方法又は犬に咬みつかせて狩猟鳥 獣の動きを止め若しくは鈍らせ、法定猟法以外の方法により捕獲等をする方法
 - 十四 キジ笛を使用する方法
 - 十五 ヤマドリ (スィルマティクス・ソエンメルリンギィ)及びキジ (ファスィアヌス・コロキクス)の捕獲等をするため、テープレコーダー等電気音響機器を使用する方法